○北陸地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号、二百四十九号及び三百四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
金沢市大手町三四一番一から同市橋場町一一三番まで	前	一五・五〇～二九・八〇メートル	〇・三一一キロメートル	
	後	一五・五〇～三〇・〇〇メートル	〇・三二一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三島市塚原新田字舟ヶ久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	前	BA 一四・〇〇～一七八・五〇メートル	一六・八八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一四・〇〇～一七八・五〇メートル 一〇・五〇～三四八・七〇メートル	一六・八八〇キロメートル 九・五〇五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富士市伝法字西平二五一一番六から富士宮市小泉字代官屋敷二一四八番一まで	前	BA 八・二六～三五・九五メートル	六・六二八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二〇・五〇～一八四・五〇メートル 八・二六～三五・九五メートル 二〇・五〇～一八四・五〇メートル	六・六二八キロメートル 六・六二八キロメートル 六・八四一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
駿東郡長泉町上長窪字山下六番三から同町上長窪字柏窪七八二番二まで	二一・四〇～三五・〇〇メートル	〇・七〇〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年四月十三日

○中部地方整備局告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間中部地方整備局及び同局静岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百三十九号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
富士市厚原字八笠一八六三番四から同市久沢字浅ヶ久保一〇六七番五まで	〇・〇〇～六・〇〇メートル	〇・八八四キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年四月十三日

○中部地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡県駿東郡長泉町上長窪字アラク二八四番一から同町上長窪字柏窪七八二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十四日

○中部地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	藤枝市仮宿字芝添一五四六番二から同市岡部町入野字南山五九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十四日

○中部地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之